



今月のテーマ

納品後の梱包材の処理責任は誰に？

1. はじめに

製品の納品には輸送上の損傷を防止する為に梱包資材が使用される。輸送終了時には不要物となるのが梱包資材です。

具体的には木枠、木箱、パレット、段ボール類、ビニールシート等多岐にわたる。

建設工事などでは、設備の製品が搬入された際に梱包資材が大量に発生し、その保管と管理業務に苦慮しているとのこと。

建設工事では廃掃法により当該施設建設の元請けが処理責任を負う大原則がある。

多くの大規模建設工事では、工事構内に廃材等のリサイクルボックスが設置されており資源化の取り組みが行われている。

2. 狭小現場又は小規模の建設工事現場は？

建設工事の規模、種類によっては、リサイクル作業のスペースの確保が困難な現場も少なく無い。排出者責任とされる元請が常駐しない現場も多く存在する。

これらの現場における梱包材の保管、処理は難しい。下請工事業者も廃棄物は元請け責任とは言え放置することが出来ない。

放置すれば飛散流出とか悪臭とかの保管基準違反により住民苦情が見込まれる。

3. 建築工事以外での梱包材の扱いは？

一般的に梱包材やパレットが不要物となった時の占有者又は管理者が排出事業者となる。すなわち、納品時に開梱し又はパレットから降ろした購入者が排出事業者となる。

ただし、納入業者と購入者の間で梱包材等を納入業者側が引き取る契約又は長年の慣行が確立していれば納入業者が排出事業者となって引き取る場合もある。

4. 開梱後にユーザーに納品する場合、排出者はメーカー・納入業者か、運送業者か？

運送委託契約において、運送業者が運送業務に伴い生じる梱包材等の処理責任を負う者との定があれば、運送業者側が排出事業者となる。

また、運送委託契約においてメーカー・納入業者が梱包材等の排出者責任を負うとの定めがあれば納入業者が排出事業者となる。

製品納入段階の民間間の契約であり廃掃法適用以前の取り扱い方法が優先する。

5. 建設廃棄物の元請責任は絶対的ではない。

廃棄物処理法では、建設廃棄物の処理責任は元請けに存するとの規定があるが絶対的な規定ではない。

その理由は、法第26条の3の1項において元請責任の原則が明文化されているものの、同条の三の2項、3項、4項において元請責任の例外を明記している。

法令としては異質な法律である。処理責任の原則と例外が列挙されている。難解とされている廃棄物処理法の所以である。

6. まとめ

梱包材の処理責任の在り方は複雑です。納品・開梱時に直ちに廃棄物の発生・排出とはならない。各役割段階にて再生、資源化などの新たな活用を目指すべきではないか。

梱包材の材質も木材、段ボール、プラスチック類など一定の分類と加工する事で固形燃料化の可能性を持った材質である。

木製パレットなどは再使用されている事が多い。多様な処理を目指すことにより処理の可能性が拡大する。脱炭素社会では従来の埋立とか焼却を脱却してマテリアル、ケミカル等の資源化に期待したい。

